

宮城県住宅供給公社工事検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、工事の適正かつ効率的な施行を確保するため宮城県住宅供給公社建設工事執行要綱に基づき、工事の検査に関し別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(検査の方法)

第2条 検査は、工事請負契約書、設計図書に基づき、施工管理資料その他の書面について行う検査及び出来高について実地に行う検査により行うものとする。

(検査の種類)

第3条 検査は、完成検査、指定部分（工事請負契約の際に、発注者が設計図書において、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。以下同じ。）にかかる完成検査、出来高検査及び中間検査とする。

2 完成検査は、工事の完成時に、当該工事の契約の履行確認について行うものとする。

3 指定部分に係る完成検査は、指定部分に係る工事の完成時に、当該指定部分に係る工事の契約の履行確認について行うものとする。

4 出来高検査は、工事の完成前に、既済部分の出来高及び使用材料等について行うものとする。

5 中間検査は、工事の施行状況、使用材料、隔地において製造している構造物その他理事長が必要と認める事項について行うものとする。

(検査員)

第4条 工事の検査を行わせるため、検査員を置く。

2 検査員は、理事長が任命する職員をもって充てる。

3 理事長は、次の表の工事の種別に対応する工事規模の検査及び理事長が特に必要と認める工事の検査の実施については、特に委嘱又は任命した検査員をもってこれを実施させることができる。

工事の種別	工事の規模
土 木 工 事	3,000 万円以上
建 築 工 事	5,000 万円以上
設 備 工 事	1,000 万円以上 ただし、ガス設備工事については 500 万円以上
造園及びさく井工事	3,000 万円以上

(注) 建築工事のうち、戸建及び連続建分譲住宅を除く。

(兼職の禁止)

第5条 この要綱による検査を行う者は、宮城県住宅供給公社建設工事監督要綱（昭和51年4月1日施行）第2条に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）と兼ねることはできない。

(検査の立会い)

第6条 検査は、次に掲げる職員の立会いのもとに行うものとする。

(1) 検査員が検査を行う場合は、当該検査に係る工事の監督員(当該監督員に事故ある場合は、主任監督員)

(2) 検査には、請負者又は工事請負契約書第10条第1項に規定する現場代理人等及び必要に応じて、製造者又は材料納入者を立ち合わせるものとする。

(検査員の権限)

第7条 検査員は、必要と認めるときは、請負者に対し、構造物の工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

(完成検査の請求)

第8条 主務課長は、請負者から工事の完成届又は指定部分に係る工事の完成届の提出があったときは、出来高を確認し、遅滞なく、検査員に対し完成検査又は指定部分に係る完成検査を行うことを請求するものとする。

2 主務課長は、完成検査又は指定部分に係る完成検査を請求するときは、当該工事の着工前と完成又は指定部分に係る完成が判断できる写真を添付するものとする。

(出来高検査の請求)

第9条 主務課長は、出来高検査の必要があると認めるときは、検査員に対し出来高検査を行うことを請求するものとする。

(中間検査の請求)

第10条 主務課長は、中間検査の必要があると認めるときは、検査員に対し中間検査を行うことを請求するものとする。

(完成検査の時期)

第11条 主務課長は完成検査の請求を受けたときは、完成届を受理した日から14日以内に検査を終了するものとする。この場合において日数の計算は、初日算入するものとする。

(検査復命及び結果の措置)

第12条 検査員は、検査の結果については速やかに、工事ごと次に掲げる復命書を作成するものとする。

(1) 完成検査復命書(様式第1号)

(2) 指定部分に係る完成検査復命書(様式第1号の2)

(3) 出来高検査復命書(様式第2号)

(4) 中間検査復命書(様式第3号甲) 隔地において製造している構造物等の検査の場合にあつては様式第3号乙)

2 検査員は、検査の結果に基づき改修等の必要があると認める場合には、請負者に対して工事施工改修等指示書(様式第4号)により改修等の指示を行うものとする。ただし、改修等の内容が軽微なときは、口頭でこれを行うことができるものとする。

3 検査員は、第1項の復命書の写し及び前項の工事改修等指示書を速やかに、主務課長に送付するものとする。

4 主務課長は、前項の工事施工改修等指示書を受けたときは、当該同指示書に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

5 検査員は、完成検査、指定部分に係る完成検査、出来高検査又は中間検査を行ったときは、必要に応じて、工事成績調書(様式第5号)を作成するものとする。

(検査員の心得)

第13条 検査員は、検査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 常に公平かつ温和な態度であること。
- (2) 正確な資料又は事実に基づいて厳正に考察すること。
- (3) 業務の遂行に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 不正又は不当の行為を発見した場合はその原因について十分な考察を行うこと。

(緊急措置)

第14条 検査員は、検査に当たり事態が重大で、かつ、処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに上司に報告し、その指示を受けて、必要な措置を講ずるものとする。ただし、急迫の事情がある場合でそのいとまのないときは、必要な措置を講じその旨を上司に報告するものとする。

(独立行政法人・都市再生機構委託の工事)

第15条 都市再生機構委託の委託工事については、都市再生機構の委託に係る工事検査業務要領」によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(委 任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査について必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。